

～新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農家の支援策～

高収益作物次期作支援交付金(国の交付金事業)

新型コロナウイルス感染症の発生により、売上減少等の影響を受けた野菜・花き・果樹・茶等の高収益作物について、次期作に前向きに取り組む農業者に対して、資材や機械の導入や新規需要確保に向けた新技術の導入にかかる取組みを支援します！

支援対象者 ①及び②の両方を満たしていること

①令和2年2月～4月に野菜・花き・果樹・茶の出荷及び販売実績がある者

※生産物が対象。出荷・販売実績(出荷伝票と精算書)の根拠書類が必要です。

②収入保険、農業共済等に加入している又は今後加入を検討すること

主な事業内容

作物	支援対象となる取組(例)	支援単価
果樹 野菜・花き (露地)	・安全講習会の受講など ・産地で推奨する肥料、農薬、資材の利用など	5.5万円／10a
施設栽培の 花き・大葉・わ さび	・産地で推奨する品目・品種導入 ・加温機やかん水装置(かん水チューブ等)の 利用など	80万円／10a

※この他にもメニューがあります。受付時に詳しく説明します。

お問い合わせ

有田市農業再生協議会

事務局(有田市役所有田みかん課内)

☎0737-83-1111

有田振興局農業水産振興課

☎0737-64-1273

注)事業の詳しい内容については、受付会で説明します。

事前登録や受付会前の電話等による説明は対応できかねます。

出荷・販売実績のある方は事前登録シートを提出してください

提出場所:有田市役所3階第2会議室

提出期間:9月14日(月)～18日(金) 午前9時～午後5時

※必ず、事前登録シートを切り取って提出してください。

受付は期間厳守とさせていただきます。

※ご来庁の際には、必ずマスクの着用をお願いします。

※事前登録シート提出期間 9月14日(月)～18日(金)

事務局
使用欄

受付場所

受付日

NO.

高収益作物次期作支援事業

事前登録シート

1. 申請希望者の情報

ふりがな	
氏名	
住所	〒
携帯番号(電話)	

2. 令和2年2月1日～4月30日の出荷・販売実績

	出荷販売品目	出荷・販売実績確認書類
果樹		あり なし
野菜		あり なし
花き(施設)		あり なし
花き(露地)		あり なし

注意点(以下についてチェック☑をお願いします)

事前登録は申請ではありません。受付会で申請をしなければ補助対象となりません。

事業の詳しい内容については、受付会で説明します。

事前登録時や受付会前の電話等による説明は対応できかねる旨ご了承ください。

後日、取組実施が確認できる書類の提出が必要です。

受付会は10月初旬から行う予定ですが、新型コロナウイルスの感染状況により受付方法を変更する可能性があります。文書にて受付方法をお知らせしますので注意願います。



裏面もご確認ください

注意!!必ずお読みください

- ・本事業は、次期作のために決められた項目から2つ以上の取組を選んで実施し、実績報告とともに4月30日以降の実施を確認する書類を提出するなど、交付金の交付条件があります。条件を満たさない場合は交付金が交付されません。
- ・適切な権利設定がされていない農地は、権利を設定する必要があります。
- ・基本的に住所地での受付となります。お住まいが有田市以外の方は、住所地の市町村へお問い合わせください。

よくある質問

Q.3月に清見を出荷しているので申請に該当する場合、交付対象面積は清見の栽培園地のみ？

A.2月～4月に出荷している果樹作物があれば、令和2年産の果樹全体の面積が対象となります。例えば果樹全体で1haを耕作し、うち清見が10a、温州みかんが90aであった場合でも、補助金の対象面積は1haです。ただし、令和2年に耕作しない園地は、対象外となります。また、支援対象の取組事項を2つ選択し、実施しなければなりません。

Q.農地を借りて栽培しているが、貸借の契約をしていない。

契約していない農地は交付対象面積に含まれるの？

A.申請には、貸借の契約(利用権の設定)をする必要があります。

ただし、申請時に契約を行っていなくても、10月23日(金)までに有田みかん課へ契約の申請を届けると対象面積に含めることができます。

Q.地籍調査が完了していない農地の面積基準はどうなるの？

A.登記完了していない場合は、従前の面積が対象面積となります。

Q.有田川町と有田市に農地がある場合、両方に申請するの？

A.どちらか一方に申請いただきます。基本的に住所地へ申請いただきます。

受付会(本申請)に必要な書類等

受付会当日までにご準備ください(原本、提出用コピーを用意)

※チェック・確認のうえ、10月の受付会にご持参ください。

2月～4月の出荷・販売実績を確認できる書類

(出荷伝票と精算書など)

※野菜・花き、果樹それぞれで出荷のある場合は両方の書類が必要

農地台帳(農地のある市町村農業委員会で取得してください)

※どの園地で何を栽培しているか、全ての園地で説明できるようにしておいてください。

※海南市・有田川町では固定資産税台帳の名寄帳をご準備ください。

施設栽培の場合以下の書類全て

①施設面積の分かる書類

a施設共済に加入 共済の面積が確認できる書類

b施設共済に加入していない 施設の大きさの実測値(間口、奥行き)

②かん水装置・加温装置の写真

※花き、大葉、わさび、マンゴー、おうとう、ぶどうを栽培する場合のみ

※全てのハウスについて写真が必要

印鑑

申請の流れ

①有田市役所有田みかん課(市3階第2会議室)へ

事前登録シートを切り取って提出

(令和2年9月14日(月)～18日(金)まで ※期間厳守)

②農地のある市町村農業委員会で**農地台帳の交付**を受ける。

※ただし、家族以外の方の農地台帳を交付する場合は委任状が必要です。

※海南市・有田川町の農地は**固定資産税名寄台帳の写し**

③10月の受付会で本申請(受付場所・日時は、後日連絡します。)提出

(**必要書類がない・コピーを持参していない場合は受け付けません**)

※受付会は10月初旬から行う予定ですが、受付方法等、今後変更となる可能性があります。

④申請後、来年2月中旬(予定)に防除歴や作業日誌など、**実績報告書**を提出。

⑤交付金は、来年4～5月頃に入金予定

※確定申告時、農業所得の雑収入に計上する必要があります。

⑥令和4年3月に耕作状況等の**報告書**を提出